

公益財団法人山口県国際交流協会 「災害時外国人サポーター」登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県ならびに近隣各県で大規模な災害が発生した際に、公益財団法人山口県国際交流協会（以下「協会」という。）が、被災地等に外国人支援活動を行う「災害時外国人サポーター」（以下「サポーター」という。）を派遣し、災害時ボランティア活動の推進に資することを目的として、当該サポーターへの登録制度や活動内容等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 協会は、研修等を通じサポーターの募集を行うものとする。

(登録の要件)

第3条 サポーターとして登録する者は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 山口県および近隣各県で大規模な災害が発生した際に、被災地等でボランティアとして活動する意欲のある者
- (2) 山口県又は協会の実施するサポーター養成研修の修了者
- (3) 山口県又は近隣各県で開催される研修や訓練に定期的に参加できる者
- (4) 登録しようとする年度の4月1日現在で満18歳以上である者
- (5) 前各号に規定する者のほか、理事長が必要と認めた者

(登録)

第4条 サポーターとして登録しようとする者は、「公益財団法人山口県国際交流協会災害時外国人サポーター登録申込書」（以下「登録申込書」という。）により協会に申し込むものとする。

- 2 協会は、前項の規定による登録の申込があった場合においては、提出された登録申込書の記載事項が前条の登録要件を満たしているかを確認したうえで、「公益財団法人山口県国際交流協会災害時外国人サポーター」としての登録を行い、登録台帳に記載し保管しなければならない。

(登録事項の変更手続き等)

第5条 サポーターは前条の登録事項に変更があったとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかにその旨を協会に届け出るものとする。

(研修・訓練の実施)

第6条 山口県及び協会は、登録者等を対象とした研修や訓練を定期的の実施し、サポータ

一の参加を促すものとする。

(サポーター情報の利用)

第7条 協会は、登録申込書に記載された事項について、外国人支援に関する業務に限って利用することができる。

(サポーターへの協力要請)

第8条 協会は、大規模な災害が発生した際に、関係機関・団体からの要請に基づき、サポーターに対して協力要請を行う。

(活動内容)

第9条 サポーターは、前条の要請における範囲内で、外国人支援に係るボランティア活動に従事するものとする。

(報酬等)

第10条 サポーターは、その活動に対する報酬または活動資機材の損料等を協会または協力要請元に対して請求することはできない。

2 費用弁償については、別に定める。

(保険への加入等)

第11条 サポーターが、この要綱に規定する協力要請に基づきボランティア活動に従事する際には、協会においてボランティア活動保険に加入する。

2 前項に規定する保険の加入に必要な手続きならびに費用負担は、協会が行う。

3 ボランティア活動中の事故等について協会は一切責任を負わないものとする。

(個人情報)

第12条 サポーターの登録に係る個人情報は、協会の個人情報保護規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

2 サポーターは、活動を通じて知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び条例・規範を遵守し、みだりに他に漏らしてはならない。

3 前項の規定は、この活動及び登録が終了した後においても、同様に適用される。

(登録の抹消)

第13条 協会は、サポーターから第5条に掲げる登録取り消しの要請があった場合、又はサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を抹消することができる。

(1) 連絡不能となったとき

(2) サポーターとしてふさわしくない行為等を行ったと認められるとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月8日から施行する。